

教科「水産」研究委員会(潜水部会)会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本委員会は、教科「水産」研究委員会(潜水部会)と称する。
(以下潜水部会という)

(目的)

第2条 本潜水部会は、潜水に関する知識・技術の習熟度を検定し、生徒の目的意識の高揚と、将来の職業生活に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本潜水部会は全国水産高等学校長協会理事長の委嘱を受け高等学校潜水技術検定に関する業務及び高等学校潜水技術検定に関する教員の教育と研修活動を執り行う。

(構成)

第4条 本潜水部会は、全国水産高等学校長協会会員および水産・海洋系高等学校教員をもって構成する。

(事務局)

第5条 本潜水部会の事務局は、原則として部会長所在校に置く。

第2章 役 員

(役員)

第6条 本潜水部会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 部 会 長 | 1名 |
| ② 副 部 会 長 | 1名 |
| ③ 研 究 委 員 | 8名 |
| ④ 顧 問 | 若干名 |

(役員を選出)

- 第7条
- 1 部会長及び副部会長は、全国水産高等学校長協会より選出し、総会において承認する。
 - 2 研究委員は部会長が推薦し、全国水産高等学校長協会理事長が委嘱する。
 - 3 顧問が必要な場合は部会長が推薦し、全国水産高等学校長協会理事長が委嘱する。
 - 4 役員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
 - 5 役員に欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第8条
- 1 部会長は、全国水産高等学校長協会理事長に代わって本潜水部会を総括する。
 - 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在または事故ある時は部会長の代理を勤める。
 - 3 研究委員は問題の作成、合格基準の決定、実施日の決定等、本検定全体の運営に当たる。

(学校検定委員会)

- 第9条
- 1 本潜水部会は高等学校潜水技術検定を実施する当該校の校長を学校検定委員長に委嘱する。
 - 2 学校検定委員長は当該校に学校検定委員会を設置し、検定の実務に当たる。
 - 3 学校検定委員会には、当該校に勤務する日本スポーツ協会の指導員以上、または民間指導団体のCカードが発行できるインストラクターの資格を有する者が含まれなければならない。

第3章 会 議

(会議の招集)

第10条 1 本潜水部会は、部会長が招集し、会議の議長は部会長があたる。

2 研究委員および学校検定委員会代表者の会議は、部会長が召集し、会議の議長は部会長があたる。

(会議の執行)

第11条 本潜水部会会則の改正、その他潜水部会の運営に必要な事項は潜水部会において審議し、全国水産高等学校長協会理事会の承認を得て執行する。

(地区会議)

第12条 学校検定委員長は校長協会地区長の承認を得て、当該地区の学校検定委員会代表者の会議を開催することができる。

第4章 会 計

(運営経費)

第13条 本潜水部会の経費は当該受検生の検定料等をもって充てる。

(予算の執行)

第14条 1 本潜水部会の予算の執行は全国水産高等学校長協会理事長が行う。

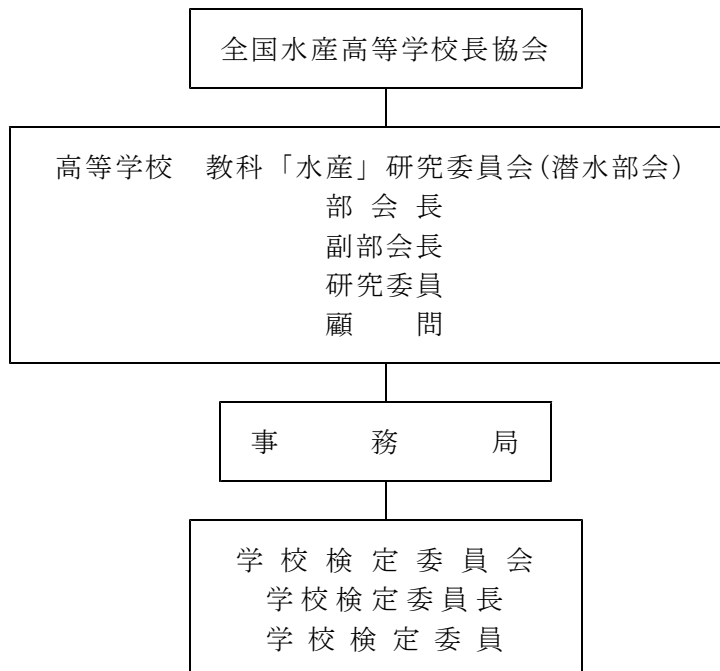
2 全国水産高等学校長協会理事長は、本潜水部会に関する会計事務を部会長に委任する。

3 部会長は、決められた期日までに、本検定に関する収支を全国水産高等学校長協会理事長に報告し、会計年度終了後、全国水産高等学校長協会の監査を受ける。

第5章 組 織

(組織)

第15条 本潜水部会の組織は次のとおり定める。



(付則)

- 1 本会則の運営に関する規則は、別に定める。
- 2 本会則は、平成8年1月26日より実施する。
- 3 平成21年5月25日一部変更。
- 4 平成30年5月21日一部変更。

教科「水産」研究委員会(潜水部会)運営規則

(検定委員会の役割)

- 第1条 1 潜水部会は検定実施要項等を作成する。
2 潜水部会は必要がある場合は、学校検定委員長または学校検定委員代表者と合同会議をもち検定の公正な実施を図る。

(検定の種類と内容等)

- 第2条 1 検定の種類は次のとおりとする。
(1) 3級(学科ワークブック, 実技チェックリスト)
(2) 2級(筆記試験, 実技試験)
(3) 1級(筆記試験, 実技試験)
(4) 上級(筆記試験, 実技試験)
2 検定は潜水に関する内容とし、原則として科目「ダイビング」の範囲等を参考にして出題する。
3 受検対象者は、高等学校在学中の生徒及び在職中の教職員とする。
4 受検者は、上級及び1級を受検する場合、1級及び2級に合格していること。ただし、民間団体のアドバンス及びオープンウォーターに相当する「Cカード」所有の場合には、1級及び2級に合格していると見なす。

(検定実施の手続き)

- 第3条 1 潜水部会事務局より検定試験実施要項を全国の関係高等学校に配布する。
2 検定希望校は書面(様式1)をもって潜水部会事務局まで受検の申請をする。

(検定料)

- 第4条 1 検定料は、上級・1級・2級ともに筆記試験は2,000円、実技試験は4,000円とし、実技試験受検者は筆記試験に合格した者が対象となる。
なお、筆記試験受検合格者の有効期間は次回1回に限り有効とし、実技試験については、その都度受検料を支払わなければならない。その際、いったん納入された検定料は返却しない。
2 3級の受検料は3,000円とする。

(実施時期)

- 第5条 検定試験は原則として、7～8月及び11～12月の年2回実施するものとし、あらかじめ公示する。ただし、それぞれの検定試験に関しては、期間内において学校検定委員長の判断により実施時期を定めることもできる。

(実施会場)

- 第6条 実施会場は、原則として学校検定委員会を置く高等学校とする。ただし、学校検定委員会がない学校で試験を実施する場合には、潜水部会長の承認を得て他の学校検定委員が当該校に出向いて検定試験を行うことができる。

(検定試験問題の配布及び保管)

- 第7条 1 事務局は、検定試験問題及び標準回答を検定試験実施日までに検定を申請した学校検定委員の所属する学校へ送付する。
2 学校検定委員会は、検定試験問題を受検者数分作成し厳重に保管する。

(検定の実施)

第8条 学校検定委員長は、検定を厳正かつ公正に実施しなければならない。

(採点及び報告)

第9条 学校検定委員会は試験終了後採点処理を行い、学校検定委員長は結果及び必要事項を所定の報告書に記入のうえ、部会長に報告する。

(合格基準)

第10条 筆記試験において成績が70%以上を満たし、かつ実技試験においても高等学校潜水技術検定審査基準の内容を満足する者である場合を合格とする。

(合否の認定及び通知)

第12条 1 試験の合否については、当該校の学校検定委員長の報告内容を受け部会長が認定する。

2 部会長は検定試験の結果を、全国水産高等学校長協会理事長に報告し、承認を得て当該校に通知する。

(合格者の登録)

第13条 潜水部会は、合格者について、その学校名、氏名、生年月日、合格の種類、その他必要事項を記載した登録簿を保管する。

(検定認定証の交付)

第14条 1 検定認定証は上級、1級、2級、3級の4種類とし、全国水産高等学校長協会理事長が交付する。

2 検定認定証を損傷若しくは紛失した者は、部会長に再交付を申請することができる。

3 部会長は、検定認定証再交付の申請があったときは、全国水産高等学校長協会理事長にその旨を連絡し、理事長が再交付を行う。

4 再交付の手数料は1,000円とする。

(その他)

第15条 1 検定に関する疑義は潜水部会に報告するものとする。潜水部会は問題点について協議し、全国水産高等学校長協会の承認を得て回答する。

2 この規則は、平成8年1月26日より実施する。

2 平成21年5月25日一部改正。